

福岡県公報

平成二十九年八月二十五日
第三千九百二十号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示 (市町村支援課) ……………

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八十六号

公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年八月二十五日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務取扱規程(平成十二年五月二十九日福岡県選挙管理委員会告示第五十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

令第十条の二の規定による届出は、別記第二号様式によらなければならない。

第四条第二項を削る。

第五条中「令第十二条」を「法第二十二條第一項ただし書」に改める。

第十四条第二項中「法第四十一條第二項」の下に「(法第四十一條の二第六項において準用する場合を含む。)」を加える。

第十五条中「ただし書」の下に「(法第四十一條の二第六項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十二条の二第二項中「法第四十八條の二第二項」を「法第四十八條の二第五項」に改める。

第二十二条の二第二項中「法第四十八條の二第三項」を「法第四十八條の二第六項」

に改め、「法第四十一條第二項」の下に「(法第四十一條の二第六項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十八條中「法第四十八條の二第二項」を「法第四十一條の二第五項及び法第四十八條の二第五項」に、「法第四十八條の二第三項」を「法第四十一條の二第六項及び法第四十八條の二第六項」に、「令第一条」を「令第一条の三」に、「法第四十九條の七」を「令第四十八條の三及び令第四十九條の七」に、「令第四十九條」を「令第四十八條の二」に、「令第九十二條第一項、第二項、第四項、第五項及び第九項」を「令第九十二條第一項、第二項、第四項、第五項及び第十項」に改める。

第三十九條中「法第二十三條第二項、」を削り、「法第四十八條の二第三項」を「法第四十一條の二第六項及び法第四十八條の二第六項」に、「法第四十九條の七」を「令第四十八條の三及び令第四十九條の七」に改める。

第三号様式中「選挙人名簿登録期日等」を「選挙人名簿登録期日」に、「施行令第十二条(第13条)」を「第22条第一項ただし書」に改め、「(鑑覧期間)」「(定めた)

「同世同月同日から」を削る。

「同世同月同日まで」

第五号様式注の一中「20」を「10」に改め、同様式注の二中「記載」を「記入」に改め、同様式注の三中「鑑覧期間の20」を「10日」に、「もの」を「者」に改める。

第六号様式を次のとおり改める。

第十号様式を次のとおり改める。

第十四号様式中「第2項」の次に「（第41条の2第6項において準用する第41条第2項）」を加える。

第十五号様式中「ただし書」の次に「（第41条の2第6項において準用する第40条第1項ただし書）」を加え、「回条第2項」を「第40条第2項（第41条の2第6項において準用する第40条第2項）」に改める。

第二十八号様式備考の三中「又は第59条の6」を、「令第59条の6又は令第59条の6の3」に改める。

第二十九号様式備考の一中「又は第五十九条の六」を、「令第五十九条の六又は令第五十九条の六の三」に改め、同様式備考の三中「又は」の下に「令」を加える。

第三十九号様式その二中「衆議院」を「参議院」に改める。

第四十九号様式中「（令第1条）」を「（令第1条の3）」に改める。

第五十四号様式その一、その二を次のとおり改める。

第五十四号様式

その一（衆議院小選挙区選出議員選挙の場合）

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第何区選挙長 氏 名 印

何市（区町村）選挙管理委員会委員長 殿
 候補者住所地市（区町村）選挙管理委員会委員長 殿
 候補者住所地市（区町村）長 殿
 合区における開票管理者 殿

候補者届出について

何年何月何日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第何区において、次のように候補者届出があったので、公職選挙法施行令第九十二条第一項の規定により通知します。

届出届出	届出年月日	候補者届出政党		候補者				概要					
		政党の名称	一のウェブサイト ト等のアドレス	ふりがな 候補者氏名 （本名）	性別	本籍	住所		生年月日 （満歳）	職業	一のウェブサイト ト等のアドレス		

備考

- 一 「候補者届出政党」欄は、政党届出に係る候補者については当該候補者届出政党の名称等を、本人届出及び推薦届出については「（本人届出）」「（推薦届出）」と括弧内にその旨を記載すること。
- 二 候補者氏名欄については、令第八十八条第七項又は第八項の規定により通称を認定したときは、当該通称を記載し、併せて戸籍名を記載すること。

その二（衆議院小選挙区選出議員及び比例代表選出議員の選挙以外の選挙の場合）

何選挙長 氏 名 印

何市（区町村）選挙管理委員会委員長 殿

候補者住所都市（区町村）選挙管理委員会委員長 殿

候補者住所都市（区町村）長 殿

合区における開票管理者 殿

候補者届出について

何年何月何日執行の何選挙につき（何選挙区において）、次のように候補者届出があったので、公職選挙法施行令第九十二条第十項の規定により通知します。

届出届出届出	順位	年月日の別	候補者				概要					
			ふりがな （候補者氏名 （本名））	性別	本籍	住所		生年月日 （満歳）	党派	職業	一のウェブサイト ト等のアドレス	

備考

- 一 届出の別欄は、本人届出又は推薦届出の別を記載すること。
- 二 氏名欄については、令第八十九条第五項の規定により通称を認定したときは、当該通称を記載し、併せて戸籍名を記載すること。
- 三 立候補届出書に記載された政党その他の政治団体の名称が、字数二十字を超える場合は、令第八十九条第四項の規定による略称を「略称何々」と記載すること。

第五十五号様式その一及びその二を次のとおり改める。

第五十五号様式

その一（衆議院小選挙区選出議員選挙の場合）

市（区町村）選挙管理委員会委員長 印

何投票管理者 殿
何開票管理者 殿

候補者立候補（辞退）（死亡）（届出の却下）について

何年何月何日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第何区において、次のとおり政党届出（本人届出）（推薦届出）があった（候補者を辞退した）（死亡した）（公職選挙法第八十六条第九項の規定によりその届出を却下された）（公職の候補者となることができなない公務員何々となつたため公職選挙法第九十一条第一項又は第二項若しくは公職選挙法第一百三十四条第四項の規定により候補者であることを辞退したものとみなされた）旨選挙長から通知があったので公職選挙法施行令第九十二条第二項の規定により通知します。

届出届出	届出年月日	候補者届出政党		候補者				概要					
		政党の名称	一のウェブサイト等のアドレス	ふりがな 候補者氏名 (本名)	性別	本籍	住所		生年月日 (満歳)	職業	一のウェブサイト等のアドレス		

備考

- 一 辞退、死亡、届出の却下又は辞退とみなされた場合は、候補者の氏名及び住所（候補者届出政党に係る候補者にあつては、当該候補者届出政党の名称）のみを記載すること。この場合において、辞退等の理由及びその年月日は、摘要欄に記載すること。
- 二 氏名欄等については、第五十四号様式備考を参照のこと。

第五十六号様式中「(第9項)」を「(第10項)」に改める。
第五十八号様式を削除する。
第六十七号様式その一を次のとおり改める。

第六十七号様式

その一（衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補届出の場合）

告示第何号

何年何月何日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第何区において、次のように候補者の届出があった。
 年 月 日
 衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第何区選挙長 氏 名

届出届出	順位	届出届出	候補者届出政党	候補者届出政党	候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	職業	一のウエブサイ ト等のアドレス	一のウエブサイ ト等のアドレス	摘要
	年月日	政党の名称											
									(満 歳)			(満 歳)	

備考

- 一 「候補者届出政党」の欄は、政党届出に係る候補者については当該候補者届出政党の名称等を記載し、本人届出及び推薦届出については空欄とすること。
- 二 候補者氏名欄については、令第八十八条第七項又は第八項の規定により通称を認定したときは、当該通称を記載すること。

第六十七号様式その二備考の二中「令」の下に「第」を加える。

第七十三号様式中「及び同法第二十三条第一項」、「及び選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧の期間」、「縦覧期間」、「何年何月何日から何年何月何日まで何日間」を削る。

第七十四号様式中「第二項」を「第三項」に、「行なう」を「行う」に改め、「登録の日」、「何年何月何日」、「縦覧期間」、「何年何月何日から何年何月何日まで」、「何日間」を削る。

第七十六号様式中「名簿縦覧及び」を削る。

第七十九号その二様式中「及び」の下に「同法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。